

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款（2023年7月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のとおりでございます。

なお、離島供給約款[低圧用]Ⅲ（契約種別等および料金）および附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則15（燃料費調整についての特別措置）および別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款[低圧用] Ⅲ（契約種別等および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	59.40	5.40
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	106.20	9.65
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	192.59	17.51
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	365.38	33.22
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	538.17	48.92
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	883.75	80.34
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	883.75	80.34
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	309.16	28.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	567.71	51.61
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	567.71	51.61

区分および単位	料金率 円 銭	消費税等相当額 円 銭
従量電灯		
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	315. 47	28. 68
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	30. 83	2. 80
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	302. 50	27. 50
契約電流15アンペア	453. 75	41. 25
契約電流20アンペア	605. 00	55. 00
契約電流30アンペア	907. 50	82. 50
契約電流40アンペア	1, 210. 00	110. 00
契約電流50アンペア	1, 512. 50	137. 50
契約電流60アンペア	1, 815. 00	165. 00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	30. 83	2. 80
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	34. 72	3. 16
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36. 43	3. 31
最低月額料金		
1 契約につき	302. 50	27. 50
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302. 50	27. 50
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	30. 83	2. 80
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	34. 72	3. 16
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36. 43	3. 31
時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合 1 契約につき	1, 573. 00	143. 00
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合 1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで 上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	2, 255. 00 302. 50	205. 00 27. 50
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの 1 キロワット時につき	35. 24	3. 20
90キロワット時をこえ230キロワット時までの 1 キロワット時につき	40. 46	3. 68
230キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41. 63	3. 78
夜間時間		
1 キロワット時につき	24. 68	2. 24

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高負荷率電灯		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	17,545.00	1,595.00
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	1,710.50	155.50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	30.80	2.80
その他季料金	30.80	2.80
臨時電灯		
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10.95	1.00
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	219.04	19.91
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	219.04	19.91
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	330.55	30.05
電力量料金		
1 キロワット時につき	40.21	3.66
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330.55	30.05
電力量料金		
1 キロワット時につき	40.21	3.66

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯		
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	53. 90	4. 90
電灯料金		
10ワットまでの 1 灯につき	99. 22	9. 02
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	180. 85	16. 44
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	344. 10	31. 28
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	507. 34	46. 12
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	833. 84	75. 80
100ワットをこえる 1 灯につき	833. 84	75. 80
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	291. 68	26. 52
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア		
までの 1 機器につき	537. 15	48. 83
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	537. 15	48. 83
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280. 50	25. 50
電力量料金		
1 キロワット時につき	28. 64	2. 60
最低月額料金		
1 契約につき	280. 50	25. 50
低圧電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	1, 226. 50	111. 50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	26. 09	2. 37
その他季料金	25. 03	2. 28
低圧電力Ⅱ		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	1, 050. 50	95. 50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	32. 21	2. 93
その他季料金	32. 21	2. 93

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
低圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロワットまで	14,685.00	1,335.00
上記をこえる 1 キロワットにつき	1,468.50	133.50
電力量料金		
ピーク時間		
1 キロワット時につき	23.97	2.18
その他時間		
1 キロワット時につき	23.97	2.18
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	256.43	23.31
従量制供給の場合		
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	31.57	2.87
その他季料金	30.30	2.75
農事用電力		
農事用電力 A（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	577.50	52.50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	20.44	1.86
その他季料金	19.89	1.81
農事用電力 B（育苗・栽培需要）		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワットにつき		
最初の30日まで	9,177.84	834.35
30日をこえる 1 日につき	305.93	27.81
従量制供給の場合		
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	27.25	2.48
その他季料金	26.09	2.37

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
ホワイトプラン電力		
ホワイトプラン電力Ⅰ		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
契約使用期間の最初の 2 月まで	1,358.50	123.50
2 月超過	544.50	49.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	25.64	2.33
ホワイトプラン電力Ⅱ		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
契約使用期間の最初の 2 月まで	500.50	45.50
2 月超過	280.50	25.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	33.22	3.02
ホワイトプラン電力Ⅲ		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
契約使用期間の最初の 3 月まで	2,128.50	193.50
3 月超過	665.50	60.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	26.39	2.40
ホワイトプラン電力Ⅳ		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
契約使用期間の最初の 3 月まで	1,259.50	114.50
3 月超過	577.50	52.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	40.61	3.69

(2) 離島等供給約款[低圧用] 附則 5 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)
に定める料金率

区分および単位	料金率 円 銭	消費税等相当額 円 銭
時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1,573.00	143.00
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,255.00	205.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302.50	27.50
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの		
1 キロワット時につき	35.24	3.20
90キロワット時をこえ230キロワット時までの		
1 キロワット時につき	40.46	3.68
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	41.63	3.78
夜間時間		
1 キロワット時につき	24.68	2.24
通電制御型電気温水器割引額		
通電制御型電気温水器の総容量 (入力)		
1 キロボルトアンペアにつき	154.00	14.00
最低月額料金		
1 契約につき	275.90	25.08

(3) 離島等供給約款〔低圧用〕 附則15（燃料費調整についての特別措置）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき	0.186	0.017

(4) 離島等供給約款〔低圧用〕 別表 2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる 1 灯につき	6.409	0.583
100ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.914	0.174
50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.828	0.348
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	3.828	0.348
100ボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの場合	0.103	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ		
500ボルトアンペアまでの場合	0.103	0.009
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ		
1 キロボルトアンペアまでの場合	1.033	0.094
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合	1.033	0.094
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.086	0.099
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.954	0.178
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.165	0.015